

## 役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南の風の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### （定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### （役員等報酬の決定）

第3条 理事長の報酬及び勤務時間は別表のとおりとする。

2 常務理事の報酬については別に定める。

3 報酬額の変更については、世間水準及び職員給与との均衡を考慮し、評議員会の同意を得て理事会で決定する。

### （役員報酬の表示）

第4条 役員の報酬は、原則として役員報酬1本で表示する。

2 職員兼務役員（職員として職務を兼務する役員）の報酬は、職員分給与とする。

### （通勤費の取扱い）

第5条 役員の通勤費は、通勤の実態に応じて支給する。

### （支給）

第6条 理事長及び常務理事の報酬は、月給制とし毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときは前日に繰り上げて支給する。

### （長期欠勤の理事長等の報酬）

第7条 理事長及び常務理事が病気その他の事由によって長期欠勤した場合の報酬は、勤務実態に応じて、別に定めた月額及び勤務時間から算出された時間給により支給する。

### （職務代理者の報酬）

第8条 理事長が病気その他の事由によって長期欠勤し、職務代理者がその業務を遂行するときの報酬は、評議員会の同意を得て理事会で決定する。

### （費用弁償）

第9条 役員及び評議員には、次の各号に定める業務に従事したとき費用弁償を行う。

（1）理事会及び評議員会への出席

（2）監事による定期監査又は臨時監査

（3）行政機関による監査の立合い

（4）役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務

（5）借入金の申請及び返済に伴う業務

（6）その他理事長が必要と認めた業務

2 前項の費用弁償の額は、1日当たり5,000円とする。

（第三者委員の費用弁償）

第10条 苦情解決に関する規程第8条に規定する第三者委員が、その職務に当たったとき及び理事長の命を受けて業務に当たったときは費用弁償を行う。

2 前項の費用弁償の額は、1日当たり5,000円とする。

（職員兼務役員の報酬）

第11条 職員兼務役員の賞与については、職員の例により支給することができる。

（出張旅費）

第12条 役員、評議員及び第三者委員が法人業務のために出張をする場合は、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 前項の旅費のうち、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の支給は、社会福祉法人湘南の風旅費規程の例による。

4 第2項の旅費のうち日当及び宿泊料は、別表第2に定めるところによる。但し、日当は宿泊を伴う出張の場合のみに支給する。

5 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

6 旅費は、原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

1 この規程は、平成24年11月19日から施行する。

2 役員報酬規程（平成17年4月1日施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（理事長報酬の特例措置）

2 平成26年1月から平成26年3月までの間に支給される理事長の報酬の月額は、別表の規定にかかわらず、100,000円とする。

附 則

この規程は、平成25年12月10日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（廃止）

2 社会福祉法人湘南の風役員及び評議員旅行費規程（平成24年11月19日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

理事長の報酬は月額 350,000 円とし、勤務時間は年間を通して 1 月あたり 100 時間とする。

別表第 2（第 12 条関係）

|     |           |              |
|-----|-----------|--------------|
| 日 当 | 1 日 当 り   | 2,000 円      |
| 宿泊料 | 1 泊 に 付 き | 18,000 円 以 内 |